

コンピュータ処理の個人情報

市では、行政の簡素・効率化および市民の利便性向上のため、業務のIT活用に段階的に取り組んでいます。

現在、市民の皆さんからの申請や届け出を通じて収集された個人情報をコンピュータにより記録、処理しています。

これらの個人情報は、個人情報保護法、個人情報保護条例、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例、個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則、電子計算組織の管理運営に関する規則、電子情報資産の安全管理対策に関する規程に基づいて取り扱い、プライバシーが侵害されることがないように細心の注意が払われています。

また、7月から開始される社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における情報提供ネ

ットワークシステムによる情報連携においても、関係する法令等に従った適切な取り扱いに努めています。

情報の収集は必要最小限とし、業務に関わりのない者が情報に接することはできません。

また、市内部での個人情報の不正使用を監視するため、操作履歴を記録しており、ご自分の個人情報の利用状況について開示請求が可能となっています。さらに、マイナポータルを利用すると個人情報が行政機関間どのようにやりとりされたかを確認することができます。

平成29年7月現在、個人情報をコンピュータで処理している主な業務と記録項目は右表のとおりです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

個人情報システム課情報システム係 (☎042-387-9827)

コンピュータ処理の個人情報

業務名	主な記録項目
住民記録業務	共通項目、世帯主氏名、続柄、本籍、住民異動年月日、前住所、住民票コード、国保被保険者記号番号、国民年金記号番号、国籍、在留関係項目、マイナンバーなど
印鑑登録証明業務	個人番号、印鑑登録番号、登録年月日、異動事由・異動年月日、印影、印鑑証明発行停止理由・停止年月日、印鑑登録照会年月日など
個人市・都民税課税業務	課税年度、納税義務者および世帯員共通項目、口座振替関係、収入金額・所得金額、扶養関係、税額控除額、課税標準額、税額など
固定資産税課税業務	(課税)所有者、口座振替関係、固定資産税額、都市計画税額、軽減税額など (土地)地目、地積、用途区分、路線評価関係、評価額、課税標準額など (家屋)種類、構造、床面積、建築年、評価額、軽減関係など
国民健康保険業務	(資格、賦課)共通項目、国保被保険者記号番号、特別徴収、普通徴収、所得金額、税額、口座振替関係など (給付)診療報酬関係、診療機関、決定点数、公費負担額、診療内容など
市税および国民健康保険税収納業務	国保被保険者記号番号、氏名または名称、住所または所在地、税目、各税年税額、収入・未収入額、還付、督促・延滞金、口座振替関係など
保育業務	入所児および保護者共通項目、入所年月日、保育料、保育園名、口座振替関係など
図書館業務	氏名、住所、生年月日、登録番号、登録年月日、登録場所など

共通項目=氏名、住所、生年月日、性別

〈個人情報をコンピュータ処理しているこのほかの業務〉

住民記録関連業務・戸籍業務・国民年金業務・後期高齢者医療業務・介護保険業務・心身障害者支援業務・児童手当業務・就学援助業務・住民基本台帳ネットワークシステム・公的個人認証・コンビニ交付サービス・情報連携関係業務(情報提供ネットワークシステムおよび自治体中間サーバーを含む)など

出かけてみませんか

そうろうせんえん 滄浪泉園



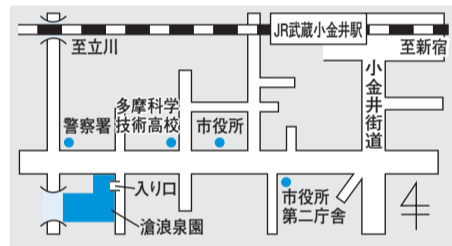
次の期間、無料開園を実施しますので、今夏の家庭節電も兼ねて、周りより3℃ほど涼しい園内へ避暑に来ませんか。

■期間 7月15日(土)～9月30日(土) 午前9時～午後5時(入園は4時30分まで。火曜日は休園)

■所在地 貴井南町3-2-28

他▷上記期間以外は、大人100円、60歳以上と6～14歳は50円の入園料がかかります▷園内には十分な数のベンチがないため、必要に応じて敷物等をご用意ください

申 滄浪泉園管理事務所(☎042-385-2644)、環境政策課緑と公園係(☎042-387-9860)



歴史的音源の配信提供 サービスのご利用を

図書館本館に設置しているインターネットを閲覧できるパソコンで、国立国会図書館の「歴史的音源」の配信提供サービスが利用できます。

「歴史的音源」とは、1900年代初頭～1950年ごろに国内で製造されたSP盤および金属原盤等に収録された音楽・演説等、約5万点の音源をデジタル化したものです。

音源には落語、長唄、歌劇、浪花節、歌謡曲、講演、ジャズ等、さまざまなものが含まれています。

調査・研究等にご利用ください。

図書館本館(☎042-383-1308)

福祉のひろば

平成28年度 福祉サービス苦情調整委員制度の運営状況

福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)制度は、市が実施または関与する福祉サービス全般について、内容等が納得できない、直接苦情を言いくいなどの場合に、公正な第三者的機関である福祉オンブズマンに苦情等の申し立てや相談をするのできる市独自の仕組み



です。福祉オンブズマンが苦情等を受けると、市や関係者から事情を聴くなど、調査、審査等を行います。

この結果、苦情等に理由があると認められるときは、市長に対して、サービスの見直しを勧告したり、制度を改めるよう意見表明します。

【福祉オンブズマンは次の方です】

▽坂井愛さん(弁護士)

▽藤田太郎さん(弁護士)

【寄せられた苦情相談等は9件】

平成28年度中に福祉オンブズマンが対応した苦情相談等は、面接によるものが9件でした。

その内容は、介護保険2件、障がい者福祉4件、生活保護3件でした。

福祉オンブズマンは、市民の皆さんから寄せられた苦情等の内容を丁寧に聴くという姿勢での対応を心掛け、それぞれの事例に応じて申立人への説明や助言、市の担当部門等への照会等を行い、苦情の解決に努めています。

【苦情申し立ての方法】

事務局に事前に苦情相談の予約をし、水曜日の午後1時～5時に福祉オンブズマンが直接面談して、苦情をお聴きします。

なお、苦情相談等の予約は水曜日以外でも電話等で事務局職員が受け付け、日程を調整します。

福祉サービス苦情調整委員事務局(〒184-8504住所 不要・市役所第二庁舎8階)

☎042-383-1225

FAX 042-383-1225

掲載内容の詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。